

ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）および福井県ふくいの農業「女性活躍」応援事業実施要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業の名称)

第2条 補助事業の名称は、ふくいの農業「女性活躍」応援事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助金の目的)

第3条 女性が働きやすい環境整備や取組に対して支援することで、女性の農業への参画及び定着促進を図ることを目的とする。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生産者 農産物を生産および販売する個人の農業者や農業者が法人化した法人（1戸1法人）をいう。
- (2) 営農集団 農産物を生産および販売する複数の農業者で構成される集落営農法人や2戸以上の農業者で構成し規約や通帳等を作成して営農集団として事業に取り組む団体をいう。
- (3) ふくいの女性活躍推進企業 福井県が女性の活躍推進に積極的に取り組む企業を登録、支援する制度をいう。

(対象事業および経費)

第5条 補助金の交付の対象となる事業および経費は、別表第1に定めるとおりとする。

(交付対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、生産者及び営農集団とする。

(採択基準)

第7条 補助金の採択となる基準（以下「採択基準」という。）は、別表第2に定める基準とする。

(事業実施期間)

第8条 本補助事業の実施期間は、令和7年度から令和8年度までとする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助事業に要する経費の3分の2以内で補助金を交付するものとする。なお、補助金の額は200万円を限度とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- 2 前項により算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(実施計画)

第10条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ十分に検討した上で、実施計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、提出された実施計画書を審査し、適当であると認めるときは、補助金交付内示(様式第1号)により、当該実施計画書を提出した者に通知するものとする。

(交付申請)

第11条 補助金の交付内示の通知を受けた者は、規則第3条第1項の規定により、内示に定める期日までに、補助金交付申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第12条 市長は、規則第4条の規定により、補助金の交付を決定したときは、規則第6条の規定に基づき補助金交付決定通知書(様式第3号(1))を当該補助金の交付を申請した者に通知するものとする。

(補助事業の変更)

第13条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容(軽微な変更は除く)又は補助金額の変更(軽微な変更は除く)を必要とする場合は、市長に変更承認申請書(様式第4号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の内容の変更等を承認したとき又は承認しないことを決定したときは、速やかに補助金変更交付決定通知書(様式第3号(2))をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第14条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、市長に事業取下承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合において、補助対象事業の中止又は廃止を承認したとき若しくは承認しないことを決定したときは、速やかに補助金交付決定取消通知書(様式第3号(3))をそれぞれ当該承認の申請をした者に通知するものとする。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の遂行に際し、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 着手報告書

補助対象事業の着手は、原則として第12条の交付決定に基づき行うものとし、

着手したときは、速やかに着手報告書（様式第6号）を市長に提出するものとする。ただし、補助事業者が交付決定前に着手する場合にあっては、その理由を明記した指令前着手届（様式第7号）を市長に提出するものとする。なお、第9条の実施計画書の作成前に事業に着手した場合にあっては、この限りではない。補助事業者は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを明らかにした上で行うものとする。

(2) 契約顛末報告書

補助事業者は、入札又は随意により契約を締結したときは、速やかにその旨を契約顛末報告書（様式第8号）にて市長に提出するものとする。

(3) 竣工届

補助事業者は、補助対象事業が竣工したときは、速やかにその旨を竣工届（様式第9号）にて市長に提出するものとする。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第11条の規定に基づき補助対象事業の完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又は補助金の交付決定を受けた市の会計年度の最終日のいずれか早い日までに完了実績報告書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第17条 市長は、前条の完了実績報告書の提出を受けたときは、規則第12条の規定に基づき交付する補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式第11号）により、当該完了実績報告書を提出した者に通知するものとする。

(交付請求)

第18条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）に交付決定通知書の写し又は補助金額確定通知書の写しを添えて市長に提出しなければならない。

(関係図書の保存)

第19条 補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、なおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

事業種目	事業内容	対象経費
就労環境整備	女性農業者が働きやすい就労環境・受け入れ環境の整備	トイレ、更衣室、育児スペース、休憩施設（冷暖房、給湯設備等含む）、衛生設備、付帯設備、その他就労環境の改善に必要な機械・装置・設備、その他目的達成に必要と認められるもの
省力化機械整備	作業従事する女性農業者の負担軽減にかかる省力化機械等の整備	自動給水栓、アシストスーツ、複合環境制御装置、自動カーテン装置（自動谷換気装置、自動サイド巻き上げ装置を含む）、養液栽培装置、播種機、定植機、収穫機、乗用管理機、乗用草刈機、省力防除機械・装置（ドローン含む）、省力施肥灌水装置、省力灌水機械、環境感知警報機、自走式運搬車、肥料等散布機、その他省力化に必要な機械・装置等
新規部門導入	新たな経営展開や事業の多角化等に必要な取組	集荷場、選果場、選別・調製施設、貯蔵施設、専用運搬機械、加工場、加工用器具・装置、移動販売用車両、直売施設、農業用ハウス、付帯設備、報償費、旅費、使用料および賃借料、会場整備費、印刷製本費、通信運搬費、コンサルタント料、備品購入費、受講料、雑役務費、その他目的達成に必要と認められるもの

別表第2（第7条関係）

事業種目	採択基準
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施翌年度までに、新たに1名以上の女性労働者と年間65日以上かつ515時間以上従事する雇用契約等を締結すること。 ・ふくい女性活躍推進企業に登録されていること。または、ふくい女性活躍推進企業の登録申請中で事業完了までに登録されていること。（個人事業主除く）
就労環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・整備する内容が、雇用しようとする女性労働者の数に対して過剰ではないこと。
省力化機械整備	<ul style="list-style-type: none"> ・整備する内容が、雇用しようとする女性労働者の数に対して過剰ではないこと。
新規部門導入	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな部門への進出の取組であること。

様式第 1 号 補助金交付内示

農第 号
年 月 日

補助事業者 様

福井市長

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金交付内示

みだしの件について内容等が適正と認められることから、ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり補助金交付額を内示します。

つきましては、福井市補助金等交付規則第 3 条及び同事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、補助金交付申請書を提出願います。

なお、申請書の提出期日は、 年 月 日と定めましたのでご了解願います。

記

事業名	総事業費	補助対象事業費	補助金交付内示額
年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業	円	円	円

様式第2号 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金交付申請書

みだしの事業を下記のとおり実施したいので、福井市補助金等交付規則第3条により、
円を交付されるよう申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 施行場所

(2) 事業量

(3) 総事業費

(4) 補助対象事業費

3 着手予定年月日 年 月 日

4 完了予定年月日 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
市補助金等					
借 入 金					
自 己 資 金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区 分	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較		説 明
			増	減	
合 計					

様式第3号(1) 補助金交付決定通知書

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金の交付については、福井市補助金等交付規則(昭和48年5月15日規則第11号。以下「規則」という)第4条の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同規則第6条の規定により通知する。

年 月 日

福井市長

記

- この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、年 月 日付けで申請のあった 年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
(内補助対象事業費	円)
補助金の額	円
- 補助金額は、当該事業に要した経費の実支出額に 年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という)第9条の規定により算出された額とする。
- 補助事業者は、次の該当するときは、市長の承認を受けなければならない。
 - 補助事業の補助金額の変更(軽微な予算配分の変更を除く)を必要とするとき。
 - 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く)をするとき。
 - 補助事業を中止、又は廃止するとき。
- 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- 補助事業者は、補助事業等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、同施行令(昭和30年政令第255号)、地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)、規則及び要綱、福井県ふくいの農業「女性活躍」応援事業実施要領、その他関係通知及び通達の定めるところに従わなければならない。
- 補助事業者は、補助事業の遂行にあたり、売買、請負その他の契約をする場合は、見積合せ若しくは入札等を実施し、契約先の選定過程及び選定理由を明確にすること。なお、見積合せ、入札は別紙別表1を基準に実施すること。

8 補助事業者は、この補助金等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業の終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保存しなければならない。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（別紙様式第1号）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

9 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。

10 補助事業者は、補助事業によって取得した財産について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間内（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間内）において、市長の承認を受けずに、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また、補助金交付の目的に反して使用してはならない。

11 補助事業者が前記により市長の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を市に納入させることがある。

12 6の法律、規則、要綱等又は市の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。

13 市長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

14 補助金交付の条件は、前記4から13に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した場合は、次の条件に従わなければならない（補助金の交付を申請するに当たっても同税額を減額して報告しなければならない。）。

ア 補助事業者は、事業完了実績報告（規則第12条の規定による報告をいう。）を行うに当たって、及び当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者は、完了実績報告書の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記アにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（別紙様式第2号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(2) 市長は、前項の規定に伴う報告があった消費税仕入控除額が規則第12条の規定により確定した補助金額に係る消費税仕入控除税額を超えるときには、速やかに、その超える額の返還を命じるものとする。

15 補助金について、福井市監査委員の監査を受けることがある。

別紙様式第1号 財産管理台帳

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名 _____

地区名	地区			事業実施年度	年度			福井市役所農政企画課所管補助金			ふくい農業「女性活躍」応援事業				
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期		処分の状況		摘要
	事業種目	事業実施主体	工種構造 施設区分	施工箇所又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分		耐用 年数	処分制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
									市費	その他					
	計														
	計														
	合計														

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は交付金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別紙様式第2号 消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号により交付決定通知があった 年度
ふくい農業「女性活躍」応援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 福井市補助金等交付規則第12条の補助金の額の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入にかかる消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告による確定した仕入に係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 補助事業者別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別紙別表 1 (補助金交付決定通知第 7 関係)

予定価格	方 式	見積を徴する、若しくは入札を指名する業者数
おおむね 1 0 万円未満	見積合せ	1 者以上
おおむね 5 0 万円未満	見積合せ	原則として 2 者以上
おおむね 2 5 0 万円未満	見積合せ	原則として 3 者以上
おおむね 2 5 0 万円以上	入札	原則として 3 者以上の指名競争入札

様式第3号(2) 補助金変更交付決定通知書

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度ふくい農業「女性活躍」応援事業の計画変更については、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号)第6条の規定による、 年 月 日付け福井市指令農第 号の交付決定の一部を下記のとおり変更したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- 1 変更前の交付決定額 円
- 2 変更後の交付決定額 円
- 3 この補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は 年 月日付けで申請のあった 年度ふくい農業「女性活躍」応援事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
(内補助対象事業費)	円)
補助金の額	円

様式第3号(3) 補助金交付決定取消通知書

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付けで申請のあった 年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業の
の取下げについては、申請のとおりこれを承認し、福井市補助金等交付規則（昭和48年
福井市規則第11号）第6条の規定による、 年 月 日付け福井市指令農第
号の交付決定を取り消したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 取消額 | 円 |
| 3 取消理由 | |

様式第4号 変更承認申請書

番 号
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業変更承認申請書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業を下記のとおり変更したいので、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号)第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更計画及び変更経費の配分

様式第5号 取下承認申請書

番
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業取下承認申請書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業を取下げたいので、ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金交付要綱第13条の規定により承認を申請します。

記

1 取下げの理由

様式第6号 着手報告書

番 年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業着手報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定を受けた 年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業を下記のとおり着手しましたので報告します。

記

施 行 場 所	
事 業 量	
事 業 費	
着 手 年 月 日	年 月 日
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
そ の 他	

様式第7号 指令前着手届

番 年 月 号 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業指令前着手届

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業実施計画に基づく事業について、別記条件を了承のうえ、下記のとおり指令前に着手したいので届けます。

記

1 指令前着手理由

2 指令前着手に係る実施計画

事業実施主体名	事業内容及び事業量	事業費(円)	補助金(円)	着手完了予定年月日
				着手 年月日 完了 年月日

3 別記条件

- (1) 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- (2) 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても異議はない。
- (3) 当該事業について、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては計画変更を行わない。

様式第8号 契約顛末報告書

番 年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業契約顛末報告書

年度に実施するふくいの農業「女性活躍」応援事業について、別紙のとおり契約しましたので、その顛末を報告します。

(別紙) 契約顛末報告

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業
(事業実施主体名)

地 区 名			
事 業 内 容			
契 約 の 方 法	指 名 競争入札・随契 一 般		
入 札 日 時	年 月 日 午 前 後		
入 札 場 所	福井市 町 字 番地		
執 行 者 名			
入 札 立 合 人 名			
入 札 価 格 等	入 札 に 附 する 価 格	円 (税込) 円 (税抜)	
	予 定 価 格	円 (税込) % 円 (税抜)	
落 札 価 格	円 (税抜) % 円 (税込)		
入 札 状 況	入 札 業 者 代 表 者 名	第 1 回	第 2 回
		円 (税抜)	円 (税抜)
契 約 の 状 況	契 約 者 名		
	契 約 金 額	円 (税込)	
	契 約 月 日	年 月 日	
入 札 差 金 額	円		

様式第9号 竣工届

番
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業竣工届

みだしの事業について、下記のとおり整備が完了しましたので届け出ます。

記

整備内容（機械・施設等名）	
事業費（円）	
契約住所	
契約年月日	
竣工年月日	
関係法令検査年月日	
竣工検査年月日 （又は予定年月日）	
引き渡し年月日 （又は予定年月日）	

注：請負人等からの完成届、施工管理写真、出来高設計書等の写しを添付すること。

様式第10号 完了実績報告書

番
年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業完了実績報告書

年 月 日付け福井市指令農第 号で補助金の交付の決定を受けた 年度
ふくいの農業「女性活躍」応援事業を完了したので、福井市補助金等交付規則(昭和48年
福井市規則第11号)第11条の規定に基づきその実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の効果

2 事業の内容

(1) 施行場所

(2) 事業量

(3) 総事業費

(4) 補助対象事業費

3 着手年月日 年 月 日

4 完了年月日 年 月 日

5 収支決算

(1) 収入の部

(単位 円)

区 分	本 年 度 額	本 年 度 額	比 較		説 明
			増	減	
市補助金等					
借入金					
自己資金					
合 計					

(2) 支出の部

(単位 円)

区 分	本 年 度 額	本 年 度 額	比 較		説 明
			増	減	
合 計					

※以下の書類の写しを添付する。

- ・ 農業共済制度の加入を証明できる書類
- ・ 工事引渡届
- ・ 領収書
- ・ 通帳

様式第11号 補助金額確定通知書

福井市指令農第 号

住 所
氏 名

年 月 日付け福井市指令農第 号で交付の決定をした 年度ふくいの
農業「女性活躍」応援事業補助金については、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市
規則第11号)第12条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知する。

年 月 日

福井市長

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

請 求 書

円

ただし、 年度ふくいの農業「女性活躍」応援事業補助金

補 助 金 交 付 確 定 (決 定) 額 円
既 交 付 額 円
今 回 請 求 額 円

上記のとおり補助金（概算・前払金）を請求します。

年 月 日

福井市長 様

住 所
氏 名

印

添付書類

市長が必要と認めて提出を求める書類(指令書写し)

振込金融 機関名	名称
	店名
種 別	
番 号	
口座名義 (カタカナ)	